

5-4 ダイオキシン類対策対象工場・事業場

区分	流域 淀川	神崎川		寝屋川	大阪市内 河川		大和川		泉州		泉州 臨海	合計
		上流	下流		上流	下流	上流	一般				
大阪府	瀬戸内海法	4	6	2		4			3	5	24	
	ダイオキシン法	6	3	11	18	13	3	2	6	4	66	
大阪市	瀬戸内海法				3						3	
	ダイオキシン法		2	4	8		3				17	
堺市	瀬戸内海法									4	4	
	ダイオキシン法						4		4	3	11	
小計	瀬戸内海法	4	0	6	2	3	4	0	0	3	9	31
	ダイオキシン法	6	3	13	22	8	13	10	2	10	7	94
合計		10	3	19	24	11	17	10	2	13	16	125

(注1) 各欄上段は瀬戸内海環境保全特別措置法適用の工場・事業場、下段は、ダイオキシン類対策特別措置法適用の工場・事業場である。

(注2) 流域区分の大阪市内河川には「大阪港湾」を含む。「大阪港湾」事業場は1（大阪市、ダイオキシン法適用）。